

台風 10 号に係る 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

A I G 富士生命保険株式会社

このたびの台風 10 号に係る被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますことを、お祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被害を受けられたお客さまからお申し出をいただいた場合、特別のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期限の延長
お申し出により、保険料の払込の猶予期限を最長 6 ヶ月間延長します。
2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い
お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

■災害救助法の適用状況

法適用日	適用地域	
2016 年 8 月 30 日 【第 1 報】	北海道	帯広市(おびひろし) 空知郡南富良野町(そらちぐんみなみふらのち ょう) 河東郡音更町(かとうぐんおとふけちょう) 河東郡士幌町(かとうぐんしほろちょう) 河東郡上士幌町(かとうぐんかみしほろち ょう) 河東郡鹿追町(かとうぐんしかおいちょう) 上川郡新得町(かみかわぐんしんとくちょう) 上川郡清水町(かみかわぐんしみずちょう) 河西郡芽室町(かさいぐんめむろちょう) 河西郡中札内村(かさいぐんなかさつないむ ら) 河西郡更別村(かさいぐんさらべつむら) 広尾郡大樹町(ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町(ひろおぐんひろおちょう) 中川郡幕別町(なかがわぐんまくべつちょう) 中川郡池田町(なかがわぐんいけだちょう) 中川郡豊頃町(なかがわぐんとよころちょう)

		中川郡本別町（なかがわぐんほんべつちょう） 足寄郡足寄町（あしよろぐんあしよろちょう） 足寄郡陸別町（あしよろぐんりくべつちょう） 十勝郡浦幌町（とかちぐんうらほろちょう）
2016年8月30日 【第2報】	岩手県	盛岡市（もりおかし） 宮古市（みやこし） 久慈市（くじし） 遠野市（とおのし） 釜石市（かまいしし） 上閉伊郡大槌町（かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう） 下閉伊郡田野畑村（しもへいぐんたのはたむら） 下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら） 九戸郡軽米町（くのへぐんかるまいまち） 九戸郡野田村（くのへぐんのだむら） 二戸郡一戸町（にのへぐんいちのへまち）

以上

お問合せは、A I G 富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

総合サービスセンター
0120-211-901 (通話料無料)
 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ※受付時間 平日9:00～17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除く)